

金融商品勧誘方針及び 障がい者差別解消の推進に関する指針

コメルツ銀行東京支店

一. 当行は、金融商品の販売等にあたり、以下の方針に沿って適切な勧誘に努めます。

- ・ 当行は、お客様の知識、経験、財産の状況及びお取引の目的等に照らして、お客様に適切と考えられる商品又は取引をお勧めします。
- ・ 当行は、お客様ご自身の判断と責任においてお取引が行われるよう、商品内容やリスク内容等について適切な情報提供に努めます。
- ・ 当行は、勧誘にあたり、法令・諸規則を遵守し、お客様の立場に立って、販売の方法・場所・時間帯に配慮するよう努めます。
- ・ 当行は、断定的判断に基づく情報や、事実でない情報を提供したり、取引に係る損失の危険を告知しないなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- ・ 当行は、不適切な勧誘が行われないよう、役職員への研修及び内部管理体制を充実させ、商品知識と説明方法の向上に努めます。
- ・ 販売の勧誘に関するお客様からのご照会、苦情につきましては、誠実に対応し、勧誘に活かすよう努めます。

二. 当行は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を差別として認識し、障がいを理由とする差別を一切行ないません。また、当行は、障がい者及びその家族並びにその他の関係者からの相談に的確に対応するため、コンプライアンス部を相談窓口として整備しております。

以 上